

札幌市アイヌ施策推進委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は札幌市アイヌ施策推進委員会の傍聴に必要な事項を定め、円滑な審議を図ることを目的とする。

(傍聴人の制限)

第2条 委員長は、傍聴席の都合により、傍聴人数を制限することができる。この場合における傍聴人の決定は先着順による。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他の危険物を持っている者
- (2) 示威のため、旗・プラカード等を持っている者
- (3) その他、委員会の秩序維持のため支障があると委員長が認めた者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然とした可否を表明しない。
- (2) 議場において写真撮影、録画等を行う場合は、事前に申し出をし、委員会の会議の冒頭に行う。
- (3) 議場において携帯電話等の通信機器を使用しない。
- (4) 傍聴中は委員長の指示に従うとともに、議場の秩序を乱し、又は委員会の会議の妨害となるような行為をしない。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、委員会が議事を非公開にする旨の議決をしたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反するときは、退場させることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成24年8月7日から施行する。